

総合科学技術会議
第24回生命倫理専門調査会議事概要(案)

1.日時 平成15年8月27日(水)13:00～15:30

2.場所 中央合同庁舎第4号館 共用第4特別会議室

3.出席者

(委員)井村裕夫会長 阿部博之議員 大山昌伸議員 黒田玲子議員、
薬師寺泰蔵議員 石井美智子委員 位田隆一委員 香川芳子委員、
垣添忠生委員 勝木元也委員 島蘭進委員 曾野綾子委員
高久史磨委員 藤本征一郎委員 町野朔委員 南砂委員
鷺田清一委員

(事務局)大熊統括官、永松審議官、山崎参事官、竹安参事官、他

4.議題

- (1) ヒト受精胚の生命の萌芽としての取扱いの在り方について
- (2) その他

5.配付資料

- 資料1 総合科学技術会議第23回生命倫理専門調査会議事概要(案)
- 資料2 ヒトES細胞の樹立計画及び使用計画に関する文部科学大臣の
確認結果について
- 資料3-1 ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方(案)
- 資料3-2 ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方(案)参考資料別冊
「ヒト胚の生命の萌芽としての取扱いの在り方」に
関するヒアリング結果
- 資料3-3 鷺田委員挿入文案(報告書案20ページ)
- 追加資料 島蘭委員資料

(井村会長) ただいまから第24回生命倫理専門調査会を開催いたします。
最初に、事務局から資料の確認をしてください。

(事務局より資料の確認)

(井村会長) 前回の生命倫理専門調査会の議事概要(資料1)ですが、既に委員の先生方のコメントを踏まえたものを事務局が取りまとめ、案としてお手元に配付しております。特段のコメントがなければこれで確定したいと思います。よろしいでしょうか。 それでは、確定させていただきます。

本日の議題は、「ヒト受精胚の生命の萌芽としての取扱いの在り方について」をさらにご議論をいただくこととなります。

その他の案件として、「ヒトES細胞の樹立計画及び使用計画に関する文部科学大臣の確認結果について」があります。順序を変えまして、ヒトES細胞使用計画の確認について文部科学省から報告していただき、それから本論に入りたいと思います。

では、安藤生命倫理・安全対策室長、ご説明をお願いします。

(文部科学省 安藤室長) 安藤でございます。資料2に基づきまして、ご説明させていただきます。

ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針、文部科学省の告示に基づき、ヒトES細胞の樹立と使用につきまして文部科学大臣の確認を受けることになっております。その結果を同指針に基づき総合科学技術会議の方に報告する手続になっております。

今回ご報告させていただくのは2件ございます。資料2の2ページ目をごらん下さい。

1件目は、岐阜大学医学部の使用計画です。具体的な計画の概要ですが、ヒトES細胞から心筋細胞を分化誘導し、心筋細胞の再生医学の研究を進めるというものです。マウスの研究を基盤にして、心筋細胞組織の分化誘導法の開発あるいは心筋の発生・分化メカニズムの解明等をこの計画の中で進める内容になっております。申請が本年3月、8月7日に確認をしたところです。

2件目ですが、田辺製薬の計画で、ヒトES細胞から血管の内皮細胞等へ分化させ、増殖物質を使用して血管を再生するという計画です。これも、マウス

あるいはカニクイザルでの技術を生かした研究です。申請は15年6月で、8月に確認をしております。確認に先立ちまして生命倫理安全部会で議論することになっておりまして、資料を2点つけてありますが、論点を簡単にご説明させていただきます。

まず、岐阜大学医学部の使用計画についてですが、検討のまとめというペーパーです。部会の下で専門委員会で検討した結果が3.に書いてありますが、論点をまとめたものです。1つ目は、3月に当初申請の時点で、使用責任者であった教授が他の大学に転出したことに伴い、研究体制についての議論をしたものです。結果として特別協力員という形で協力体制はできることが確認されました。

(2)ですが、当初3月に申請を受けた時点で1度審議をしたとき、科学的妥当性の検討が不十分であると指摘がなされました。その後、大学で追加的な説明を倫理審査委員会にして議論を尽くし、科学的妥当性についても妥当だという判断をしたものです。

3番目に、機関内の倫理審査委員会の議事録に若干不適切な表現があったことについて議論がございました。これについて専門委員会の方から、岐阜大学あるいはこの審査委員会に対して配慮すべきだという旨を指摘したということで、研究者あるいは機関内審査委員会からも今後の配慮の必要性について発言がありました。これについて理解が図られました。

田辺製薬につきましては、組織変更に伴うものです。本年4月に組織変更があり、創薬研究所との名称が先端医学研究所に変わったこと、使用責任者が変わったという変更がありました。これを審査したところです。この使用責任者の倫理的認識について不明確だという議論がありましたが、総合的に判断した結果、問題ないと確認をいたしました。2件、以上でございます。

(井村会長)ありがとうございました。

何かご質問、ご意見はありますか。では、第1の議題に入らせていただきます。

前回、位田委員を中心として整理していただいた「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方(素案)」について議論をいたしました。今回は、前回の議論を受けて、私から事務局に指示し修正した報告書案を配付しております。これについてご議論いただきたく思います。

最初に、どういう点を修正したかにつきまして、事務局から説明し、その上で議論をお願いいたします。では、お願いします。

(事務局) お手元の資料 3 - 1 をごらんいただきたいと思います。

前回の議論で、報告書案の内容「ヒト受精胚の研究目的の作成は原則として許されない。しかし、例外的に許される場合がある」また、「人クローン胚の作成・利用に当たり、その倫理的位置付けについて、ヒト受精胚との差異が認められない」について、大勢同意するものではなかったかと思えます。

他方、人クローン胚の研究目的の作成・利用に関しては、報告書素案の内容がモラトリアムとして当面禁止するとしていましたが、現時点で人クローン胚の作成・利用を容認するべきで、モラトリアムは不適切とするご意見、それからどういった理由からモラトリアムとするのか、またその解除のときの条件をどのようなものとするのか明確にしておくべきであるというご意見、それからもっと科学的知見が蓄積するのを待って、それまで人クローン胚の作成・利用は認めるべきではないとしてモラトリアムを支持するご意見などがありました。議論がまとまっておりませんでしたので、この問題については、本日お出しした報告書案に 2 つの案を設けております。

具体的には、報告書案の 38 ページから 40 ページにかけて、案 1 それから案 2 です。両方の案は、人クローン胚を用いた研究の価値については認めた上で、現時点で作成・利用を認めるのかという点について異なるものとなっております。案 1 は、ヒト ES 細胞の研究が緒についたばかりで、こうした現時点では人クローン胚を用いる必要性は認められず、今後しばらくはヒト受精胚からつくられた ES 細胞を用いた研究を続け、医療への応用の可能性を示すべき科学的知見が相当程度蓄積された時点で、改めて人クローン胚の作成・利用の必要性を検討するべきであるという立場です。案 2 では、動物での知見がそのままヒトに当てはまるわけではない。したがって、ヒト胚で研究を行う必要性がある。その場合、ヒト胚で行うとした場合に、人クローン胚の性格は、生物学的には受精胚のそれと異なっているので、人クローン胚からのヒト ES 細胞の研究が必要である。では、現時点でその人クローン胚の作成が必要かという点につきまして、神経などのいろいろな細胞への分化の成功が報告されている。他方、動物実験でも成功例があることから、既にその時期であるという立場です。2 案につきましてご議論の上、作成・利用についてご検討いただくことが

必要ではと考えております。

そのほか、正確を期すために修正、あるいは文章の流れを良くする修正をしておりますが、文章全体の構成を変えるものではありません。以上です。

(井村会長)説明にありました修正をした報告書案をお手元に出しております。それにつきましてご意見を伺いたいと思います。

まず全体を通じて、特にヒトの胚の倫理的な位置付けをどう考えるのかという基本的な問題、研究目的でヒト胚をつくることは原則禁止ですが、例外があってもいいのではないかと、前はそういうご意見だったと思います。そういったことを中心として、ご意見を伺えればと思います。どうぞ。

(島菌委員)私の意見書に書いておりますが、全体として非常にわかりにくく、倫理的問題への考察は非常に浅くなっており、国の文章として通用するものであるかという疑問を持ちました。今、井村会長がまとめられたことでも、例外的に許されるのではなかろうかという方向は見えているのかもしれませんが。しかし、なぜ、どういう場合にその例外が発生し得るのかということについてはほとんど考えられておりません。受精卵の研究が是とされる十分な理由は全くここには述べられていない。それに、いろいろなレトリック上のおかしな表現があります。例えば「余剰胚の作成」という表現がされておりますが、作成というのは意図的につくることであって、余剰胚は作成されるものではないと思います。余剰胚を作成することが認められたがゆえに、そのほかの受精胚も作成することができるかのような論理構成になっている。非常に問題が多いと考えております。

(井村会長)「余剰胚の作成」は、確かに気がつきませんでした。それは言葉の間違いであろうと思います。また、全体を通じてご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。特に哲学的・倫理的な考察が足りないのご指摘をいただきました。何か他にご意見があれば伺いたいと思います。

(島菌委員)ヒト胚の研究については、既にある特定局面について詳しい考察がなされ、「基本的考え方」と名づけられた文章が2つ出ております。そのほかにもいろいろな考察が積み上げられてきて、今回行っている検討は、そういう

ものを総合しつつ最も根本的なところから考え直すことを課題としていると何度も井村会長が言っておられます。

しかし、そうすれば当然、この哲学的・宗教的あるいは倫理的な根本問題が十分に論じられてしかるべきですが、鷲田委員の提案された文章はさすがに鷲田委員らしい考え方が出ていると思いますが、この文章の中でそれ以前は、ほとんどこういう問題に触れていないに等しい。そのようなことで、ヒト胚の研究に関する問題が論じられたと言えるのだろうかと非常に疑問に思います。

(井村会長)では、位田委員。

(位田委員) 2つの立場から申し上げないといけないのですが、起草グループの座長としては、起草グループで議論したときに哲学的・倫理的側面は、起草グループのメンバー構成から専門家がおりませんでしたので議論しなかった。前回素案として出ていたもの、きょうはそれが「案」として出ているので、いつ「素案」が「案」になったのかよくわかりませんが、今出されている資料3-1の20ページのところは4行だけの記載で、きょう鷲田委員からいただいた部分でかなり補足ができるかと思えます。ただ、これでいいかというのは話は別で、これを土台にしてご議論をいただく方向になると思っておりました。

もう1点は、起草グループの座長としてではなく、委員として申し上げたいと思えます。先ほど島藺委員がおっしゃったように、前の科学技術会議の生命倫理委員会の時代のクローンとヒトES細胞の報告書が行った考察と結論について、今回の生命倫理専門調査会での議論がどのようにその報告書をとらえ、そして立場を変更することになるのか、ということがほとんど明らかにされておりません。それについて議論する必要があると思えます。つまり、この生命倫理専門調査会がとる立場を、前の報告書との関係で明らかにしておく必要がある。そのとき、同じ立場をとるのならいいのですが、少し変わっているように思えますので、なぜそう書くのか、その理由を明らかにする。もしくはその根拠になる例えば科学的な進歩とか研究上のいろいろな成果を具体的な根拠として挙げて理由づける必要があるかと思えます。

それからもう1点、島藺委員から哲学的・倫理的側面に関連してきょう出されている意見の中で「ああ、そうか」と思ったところがありました。1枚目、最後の方の(3)で、日本文化における生命観、死生観という内容が反映され

ていない。それは確かにそのとおりだと思います。そこをここで議論しておくべきではないかと思います。

私は、その他にいろいろな表現等の問題について意見がありますが、これから章ごとに議論していただくというのが前回の井村会長のお話でしたので、それを待って申し上げたいと思います。

(井村会長) 一番初めの「胚の取扱いに関する基本的な考え方」で、哲学的・倫理的・文化的な考察が足りないのご批判がございました。その点について、鷲田委員からご意見をいただいておりますので、お願いしたいと思います。

(鷲田委員) この報告書案の第 4 章でヒト受精胚の倫理的な位置付けについて、まず宗教的位置付け、それから哲学的倫理的、そして法的・制度的という 3 つの側面から議論及びヒアリングした結果に基づいたまとめがなされていると思います。このヒアリングした方々の特徴的な考え方を、特に「宗教上の位置付け」のところは列挙した形になっております。この報告書案の立場から、ヒアリングの紹介及びそれについての我々の受けとめ方、考え方にまだまとまっていないのではないかという印象を持っております。さらに哲学的・倫理的側面は、この専門委員会でも専門の方をお呼びしたこともありません。私自身は、この哲学的倫理的側面が全体にある種論調として広がるべきだと思っておりました。しかし、こういう場所を与えられて、しかも数行なので、哲学をやっている者としてまずいなと思えました。そこで、ヒアリング結果の特に哲学及び倫理関係の人々が、複数の方にまたがる形で主張されているものを取りまとめさせていただくという形にいたしました。そして、1 点、私の意見も委員の 1 人として入れさせていただいております。私がきょう持ってまいりました挿入文案は、もう少し長かったのですが、長過ぎるということで少し短くしていただいたのもです。あくまでこの報告書案の文脈の中で、宗教の次に哲学、倫理が来たら、ヒアリングの結果はこうであったというまとめることができるのがふさわしいと思いつくったものです。私自身はこの文案以上のことができれば、つまり議論の報告書で終わらないで、表題どおり「ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方」の倫理的な側面からの意見をもう少し前面に出して、いろいろな章の議論の中に、生命倫理的な論旨も入れておく、そして明快にしておくべきだと思います。

(井村会長) 起草グループの力が足りないところもありまして、明確に書くことが難しかったと思います。特に、いろいろな方のヒアリングをいたしました。が、日本の文化的背景といえども大変多様でありますし、それぞれの宗教家などのご意見も、その個人としての意見しか聞けなかった場合が多かった。日本の文化がつくってきた死生観というもの、あるいは生命観というものまで踏み込んだ考え方のまとまりができなかったことは確かにございます。

(鷲田委員) もう1点、今の井村会長の話を聞いて私の意見を申し上げさせていただきます。この哲学的・倫理的側面において、倫理をどう考えるかということが問題になったと思います。井村会長がおまとめいただきましたような宗教上の位置付けというところでも、宗教的に生命の誕生ということについて、もちろん死についてもですが、いろいろな考えがあろうという意味では、倫理的な側面に関し、日本人の民衆のこれまでの伝統的な命の始まりについての考え方あるいは命の取扱いについての考え方、倫理というレベルでもさまざまあろうかと思えます。今回、私が挿入文案として出しました中では削除されております。というのは、倫理には、恐らく二重の意味が生命に関してあろうかと思えます。1つは、今申し上げましたように、人々の「ここまではしていい、ここまではいけない、これはおかしい、これは普通じゃない」あるいは「不自然である」といったような人々の血肉化した感情も含めたものの道理、あり方の道理についての考え方、感じ方があろうかと思えます。そういう倫理というのは、今、クローン技術等の新しい技術の出現において、その事態がうまく把握できないということもあって、人々がそういう感覚、感情としての倫理観を働かせ得ないような状態にある。そういう意味で、技術の現在と倫理の間に大きなギャップがあるというのが現状だと思います。

ただし、私がここで倫理的側面ということで挿入文案をつくらせていただいたのは、そういう意味の倫理ではなく、いわば生活感情あるいは感覚として血肉化している倫理がまだこの件に関しては存在しないので、むしろ私たちはこの生命技術をめぐる、あるいはヒト胚の取扱いをめぐる、現時点で相互に大多数の人が社会的に合意できるようなルールという意味での倫理というものを念頭に置いております。その上で、現在の時点で私たちが、このヒト胚の取扱いをめぐる問題に当たって、一体どういう原理・原則を果たして共有できるのだ

ろうかという視点から、あくまで公共的合意という視点での倫理、つまりルールとしての倫理についての意見だけをここにまとめました。

(井村会長) ありがとうございます。

このような報告書ですから、鷺田委員がおっしゃった意味の倫理でないと合意が得られない。人それぞれ違った倫理的な考え方というものがあると思いますが、そういう意味ではなく、できるだけ多くの人々が共有できるルールといった意味で倫理を考えたつもりでした。ほかの方のご意見も伺いたいと思います。いかがでしょうか。

(藤本委員) 鷺田委員にお聞きしたいのですが、先生がおっしゃることはわかりましたが、受精胚は自然による受精であろうと人為操作が介入した受精であろうと、受精後の胚についての倫理を今お話しになったと思います。しかし、操作は自然であろうと人工であろうといいのですが、胚をつくること自体の倫理については、どのようにお考えなのでしょうか。自然の受精によるものは問題ないと思いますが、人工的、人為的な操作を介入させて非受精胚をつくる操作そのものについての倫理はどのようにお考えなのでしょうか。

(鷺田委員) それは、非常に難しい問題だと思います。ここにも書きましたように、胚を人間の生命の変容過程の中でどう位置付けるかという問題とかかわっております。もしも、「人の生命の萌芽」ではなしに胚イコール人間であれば、人をつくり出すということ、操作的に介入することは認め得ないだろうと思います。現在、医学あるいは医療という形で、身体のさまざまな機能について、操作的な介入が治療という形でなされていて、その生命への操作的介入が承認できるのは、人間の個体としての全体をつくったり廃棄したりという形ではない。つまり、人の全体というものの存在それ自体にかかわるものではないという意味で、治療が認められているのだと思います。反対に言えば、胚イコール人であれば、胚を作成することイコール人を作成すること、これは認め得ないと考えております。

ただし、今、私たちは、胚というものを「人の生命の萌芽」と言いまして、人そのものでもない、あるいは人の生命そのものでもない。しかし、モノでもない。その考え方の中で概念的には少しあいまいだと思いますが、「人の生命

の萌芽」という形で位置付けをみんなで共有しようとしていると思います。そうしますと、これは人の作成をしてはいけないということと違う議論になってきます。したがって、「人の生命の萌芽」を作成するか、しないかの倫理的な問題を今ここで論じている段階なのではないでしょうか。

（藤本委員）そうしますと、ES細胞の樹立のところでディスカッションがありました。余剰胚について「人の生命の萌芽」としての位置付けを、どのように先生はお考えになるのでしょうか。

（鷲田委員）余剰胚に関しては、研究目的で作成されるものではなく、あくまで治療というものの過程で誕生したものである。それは研究目的で新しい胚という存在をそれ自体としてつくることとは意味が異なると思います。

（藤本委員）私と考え方がかみ合わない点（非受精胚＝人の生命の萌芽）もあるかと思います。受精胚である余剰胚からES細胞を作成することについての議論の過程で、私どもはクリアしたと認識しましたが、そこはまだクリアされていない、もう一度戻ってしまうのでしょうか。

（鷲田委員）余剰胚に関しましてはクリアしたと考えております。

（井村会長）では、勝木委員。

（勝木委員）今の点で、余剰胚に関してはずっと発言を続けてきましたが、今、藤本委員がご指摘になった点については、要するに余剰胚が、完全に捨てられる、廃棄されるというのが基本的な一番重要な概念だと思います。捨てるということは、明らかにそれ自身を滅失することですから、それを研究目的に照らしてES細胞として生かすのはどうかという議論が行われて、その結果、インフォームド・コンセントを含めてきっちりした倫理的な整合性をもって細い道を渡るという結論であったと思います。

そういう点からいいますと、24ページに書いてある余剰胚の一番下ですが、余剰胚の定義とされているところは前に定義されたことと違いますから、書きかえていただかなくてはならないと思います。そういう意味でその倫理的な位

置付けは、それ自身存在するのではなく、外を吹いている風のようなもので、我々はそれが見えないけれども、葉っぱが揺れたり何かが飛ばされたりすると風の存在を知るということと同じように、ヒト胚が何らかの操作を受けたり何らかの自然でない状態にあったときに、初めて倫理的な取扱いとして適当かどうかということが出てくるのだと思います。

この場合に議論されるべきことは、研究目的で受精胚をつくっていいのかということの倫理的な考え方が議論されるべきではないかと思います。そのことは、今まで作ってはいけないと結論されましたが、改めて議論しようということであれば、それについてきっちりとした議論をした上で書き込むべきことであろうと思います。位田委員がおっしゃったと思いますが、依然として、ヒト胚の尊厳を凌駕するような有用性は出てきているとは思えませんし、あるいは両者を比べること自体が、今の段階では難しいのではないかという感覚を持っております。

(井村会長)では、どうぞ。

(高久委員)ES細胞の議論の際、余剰胚を使うので受精胚からES細胞をつくっても良いだろうという議論がなされたことは間違いない。ただ、作業部会の議論の中では、結果的には余剰胚になったけれども、受精胚であることでは同じではないかという意見がありました。生殖医療の上で余剰胚と受精胚とが区別されるけれども、生命倫理の上では受精胚も余剰胚も同じだと思います。ES細胞をつくるために使うことを認めたのは、1つは頭の中にいづれ捨てられるものであるからという事があったからだと思いますが、受精胚の尊厳を侵すという意味では、同じだと思います。人間でも、死刑になる人間とそうではない人間とで、人間としての価値は同じだと思います。区別するのは、倫理的におかしい。あえて区別をしてES細胞をつくることを認めたのは、その先に再生医療という医学的な有用性があるから、受精胚を使ってES細胞をつくっても良い。中でも、倫理的には同じだとしても、現実的には少し価値が低いと考えられる余剰胚を使おうということになったと思います。

それから、作業部会のときに確認したことは、受精胚と人クローン胚は、生物学的には違うが、倫理的には同じである。ES細胞を医学的に、再生医療に応用するには、人クローン胚の技術を開発しなければならない。人クローン胚

の技術を開発するためには、研究目的のために受精胚をつくらざるを得ない。再生医療に応用するために人クローン胚をつくる。そのためには、研究目的のために受精をさせることを認めようではないか。クローン胚は、受精胚よりは少し生物学的な価値は低いということは頭の中にあっただと思います。繰り返しますが、倫理的には受精胚も余剰胚も同じであり、同じ様に受精胚も人クローン胚も倫理的に同じである。しかし将来の医学的応用を考えて、余剰胚という抜け道、人クローン胚という抜け道をつくってきたと理解しています。

(井村会長) それでは、勝木委員。

(勝木委員) 今のところは、とても大事なポイントだと思います。今でも余剰胚をどうなさいますかと提供者になれる方々が聞かれたときに、多くの方は埋葬されます。あるいは、捨てていいということ言われます。つまり、破棄するといいましても、基本的にはやはり埋葬、あるいはほかに利用してもらいたくない。いかがですかと聞かれたときに、必ずしも多くの方がそれを提供なさるとは限らないという現実があります。そのことがやはり土台になっていて、破棄するということについては、同じように倫理的尊厳を侵すことには間違いないが、体外受精を認めた以上、やむを得ず余剰胚が残り、永遠にとっておくわけにいきませんので、埋葬するという操作が必然的に出てくる過程があります。破棄して、それを犠牲として次の研究に生かしましょうという本当に細い道をつくったというのが倫理委員会であって、そのときに受精胚と余剰胚との倫理的な位置がどうこうということは、注意深く議論しなかったと思います。もしその議論をしたならば、余剰胚についても許さないという結論は当然出ることであって、行政の委員会としてそう判断をしたのだと私は理解しています。

(井村会長) 町野委員、どうぞ。

(町野委員) 2点あります。1つは、この報告書は倫理的・哲学的考察が非常に浅いというご批判には当たっているところがあると思います。ただやはり、ヒト胚とは何ぞや、どのような倫理的意味があるのかという大上段の議論が必要だと思いますが、それだけで1章を割くのではなく、受精胚を研究目的で作

成することは許されるか、受精胚を用いて実験、研究をすることは許されるか、という具体的な問題から議論しなければならない。これは余剰胚を含めてのもので、さらに、therapeutic cloningがもう一つの問題です。そのような具体的議論をするときに、ヒト胚の倫理的な価値、哲学的価値を議論しなければいけないのですが、その点が不足しているだろうと認めざるを得ないと思います。特に、前回申し上げたことですが、ヒト胚は尊厳を持つと大上段に言うにおいて、簡単に科学的有用性によってこれが凌駕されてしまうというのは極めて浅い議論であると言われることはまさにそのとおりです。その点の議論はここでやらなければいけない。しかし、それをやるということは、繰り返しになります、そのために1章、1晩「使ってもヒト胚のすばらしさについて語り明かそう」ということではなく、今のような論点、問題点の中からその厳しさを見なければいけないということだと思います。

第2の問題は、受精胚をつくって、それを実験に使うことの倫理的な意味と、余剰胚を使って実験に使うことの相違です。この点、私は高久委員と反対で、またびっくりされると恐縮なのですが、勝木委員と同じでございまして、両者は違うと思います。余剰胚を作成することについての倫理的な問題は既にクリアされていると思います。つまり、子供をつくるため、出産させるために胚をつくる。その結果として、それが余剰胚になってしまうことがあり得る。つくるときは、その子供を出産させる目的なのだから、これは許されるだろうということが前提になっていたわけです。もちろん問題としては、このような不自然な、つまり通常の生殖行為によって子供を出産させるのではなくて、試験管の中で受精させるという方法をとることが妥当かという議論が最初の段階ではありましたが、現在は倫理的問題がないとされているということです。

これに対し、最初から研究目的で受精胚をつくるということは、それ自体、倫理的にまだクリアされていない問題があります。これは議論しなければいけないことだと思います。その問題が、オーケーであるということに仮になったときに、つくられた受精胚自体については、倫理的な価値の相違は存在しないだろうと思います。余剰胚だから価値が低いということではない。

余剰胚を用いてこれを実験するとき、倫理的に妥当でない実験は許されないことは言うまでもない。そして、実験目的でそれをつくったときに、やはり不当な実験ではそれができない。この点は、勝木委員と私は反対です。またびっくりされると恐縮なのですが、勝木委員は、結局廃棄されるものであるから、

それよりは生かす道を選ぶ。例えばそれを科学目的に使うことで許される。そうお考えだろうと思います。しかし必ずしもそればかりではないのであって、科学的に必要である、あるいは廃棄されるべき余剰胚についても、これをやはり子供を産むことに使うというぐあいにだれかが考えたとしても、それを使うことはやはりできないわけです。つまり、既に倫理的なもう一つ別の価値決定が存在しているということだと思います。どうせ死ぬものだから構わないということはない。その点は高久委員と私と同じでございます。死刑囚を実験目的で使うことはできない。同様に、中絶されるべき胎児を実験目的で何かすることはできない。それと全く同じ問題です。このように、その生命が失われるべきものである以上は、それを別目的で、つまり有用な目的で使うことがすべてできるわけではないと思います。

(勝木委員) 今、町野委員が最後におっしゃったのは、E S細胞樹立の段階での議論として行ったわけで、E S細胞の価値についての議論の範囲内で申し上げますので、町野委員とほとんど変わりません。

(井村会長) では、島園委員、位田委員の順番でお願いします。

(島園委員) 高久委員のおっしゃったことは、この報告書案全体に流れているある欠点と同じ問題を共有しておられるように思います。ヒト胚の取扱いに対する倫理的問題というときに、胚を何かある特定の倫理的地位があり、それをほかのものと比較できるような観点からとらえることに、徹底的にこの報告書案はなっていると思います。

しかし、そのような文脈から孤立させて、モノとして胚なるものがある。そのところから出発するのでいいのだろうか。これは倫理的あるいは哲学的な問題だと思います。どういう文脈の中で、それに対して人がどういう行為をしようとしているかが重要であって、そういうこととかわらせて取り上げないと、今おっしゃったような余剰胚と意図的につくられた受精胚は倫理的に同じ地位であるという議論になってしまうと思います。

それから、町野委員が言われたことですが、私もこの意見書の1ページ目の2 - に書いてありますが、ここに「仏教」「神道」「キリスト教」と並んでいます西洋の議論でどうしてこういうことをやるかということ、やはりキリスト

教というものが圧倒的な世論の背景にあり、それと取り組むことがなければ倫理的な議論はできない。そういう状況のもとで、キリスト教だけでは足りないの、ユダヤ教、イスラム教と広げていく。そういう議論の仕方をとってきたわけです。それを日本にそのまま当てはめればいいのかというと、全く違うと思います。例えば、妊娠中絶の問題、この命の始まりに関する問題は、長らく妊娠中絶の問題として論じられてきたのであって、そういう背景のもとに、宗教ではこういう考えを持つという議論の仕方が欧米ではなされてきた。日本ではその問題についてどういう議論がなされてきたかということ踏まえて、その上にこの委員会があるわけです。胚の新しい研究の取扱いが生じる前に、生まれる前の卵から成長しつつある存在に対して我々がどう向き合ってきたかは、妊娠中絶問題あるいは優生学の問題あるいはその出生前診断等で長らく取り組まれてきているいろいろな議論がなされてきた。あるいは、脳死臓器移植で人の命の終わりというのを科学と文化のかかわりの中でどうとらえるかということが、死の定義の問題などで長らく論じられてきた。その上にこの委員会はあるわけです。そういうものに全く触れないで何々教ということから議論を始めるとのは全く解せない。

ただ抽象的にヒト胚は何かという議論をすることがそもそも根本的な間違いであって、それはこの項が哲学・倫理的な部分を飛ばして法律的な位置付けから始まるので、人とモノというものから出発せざるを得ない。では、その人とモノとの間とは何だろうか、という問題の立て方になっている。そういう問題の立て方自身が、倫理的、哲学的あるいは文化論的に見ると、全く今我々がやるべき議論ではないと申し上げております。

(井村会長) 日本の非常に難しい立場というのは、今、島園委員の言われたことと、少し違っていると思います。というのは、妊娠中絶に対して、日本では欧米ほど激しい議論はなされてきていないわけです。それを、ある意味で日本の社会は容認してしまったところに、人間の始まりに対する考え方が、日本の場合に非常に難しいところがあるのではないかと思います。ヒアリングのときに波平先生が、日本で江戸時代に中条流というものもあった。比較的胎児の命に対して軽く見る傾向があったと言われたように思います。その議論は十分なされていないと私は思っていますが、今このことを蒸し返しても本論となりませんから、位田委員に意見を言っていた方がよいと思います。

(位田委員) 私は先ほど町野先生がおっしゃったこととほとんど同じことを今申し上げようと思っておりました。ですから、そこはリピートいたしません。

2点申し上げたいのは、先ほどの余剰胚の問題が扱われている箇所書かれている部分は、本来はヒト受精胚の作成という問題であるにもかかわらず、余剰胚のことしか書いていない。

(井村会長) 何ページですか。

(位田委員) 24ページです。

これは、生殖補助医療におけるヒト受精胚の作成という項目ですが、内容は余剰胚の話になっています。余剰胚を作成する云々という話がここで問題なのではなくて、先ほどの鷲田委員の話ともつながるのですが、受精胚、ヒト胚をつくることについてどうなのか、それが生殖補助医療の枠内でつくることがどうなのかということが問題なのです。それについて、何らかのことが書かれて、その後で余剰胚が出てくることについては構わないと思いますが、ここは余剰胚しか書かれていない。起草グループではそれ以上立ち入った議論をしていなかったと記憶しております。

それからもう1点、この報告書案のさまざまな箇所に、「受精胚の価値」もしくは「ヒト胚の倫理的価値と比較して」という言葉が出てきます。これは胚の価値と「比較する」という話では全くないと思います。この記載は、少なくともそういう形で起草グループでは議論してこなかったと思います。たしか最後の起草グループ会合だったと思いますが、人の尊厳とか胚の価値を守るのが原則であって、それに対して何らかの、例えば科学的必要性であるとか医療上の有効な効果等を考え合わせて例外があり得るのだという位置付けだったと思います。「凌駕する」という言葉を使うかどうかは別として、この事務局が手を入れてつくっていただいた報告書案では比較衡量の話になっているので、それでは全然方向が違うのではないかと思います。

(井村会長) 言葉の問題は、もう少し検討しないといけないと思いますが、前回も議論していただいて、研究目的で受精胚をつくることは原則認めるべきではない。ただ、大変大きな医学的な価値がある場合には例外を認めてもいいと

というのが、前回のほぼ共通したご意見ではなかったかと思えます。この点はかなり重要なポイントになりますので、もう少しご意見をいただきたいと思えます。

(位田委員) その点に関しては、先ほど最初のところで申し上げましたが、前のヒト胚の報告書、生命倫理委員会の報告書では、余剰胚は使っていいけれども、研究目的でヒトの受精胚を作成してはいけない。「原則としてだめだ」とは書いていなかったと思えます。はっきりと、作成してはいけないと書いてあります。私自身は、生命倫理委員会で議論してから後の生命科学の発展過程を見ていると、場合によって受精胚を作成するということがあり得るかもしれない。つまり、可能性としては否定するつもりはありませんけれども、しかし、今、原則としてつくってはいけないけれども例外があり得るという結論が出せるほどに私は納得しているわけではないので、そのところはきちっと議論して、前の生命倫理委員会の報告書からある意味では方向転換になりますので、その方向転換をする理由をここで議論する必要があると思えます。

(井村会長) どうぞ。

(高久委員) その理由は、私は前回のときにも申し上げましたが、ヒトのES細胞から神経細胞、造血細胞、インスリン産生細胞が、インビトロの段階ですが、作成することに成功したと一流の雑誌に報告されています。その多くは既に2001年に一流の雑誌に報告されて、その後は成功しても余り論文にならないから出ていないのだと思えます。その他、先ほど田辺製薬と岐阜大学で血管、あるいは心筋をヒトのES細胞から作製する研究の申請が出ていました。この様に多くの細胞に分化することに、ヒトのES細胞を用いて成功をしている。

この結果を臨床的に細胞治療に応用しようとするならば、今の技術では人クローン胚という技術を使わざるを得ない。人クローン胚をつくるためには、研究目的で受精胚をつくるということを認めていただかないといけない。これから先はクローン胚にいかざるを得ないので、クローン胚をつくるために研究目的で受精胚をつくることを認める必要があるというのが私の意見です。

(井村会長) はい。

(島園委員) 今のお話は、研究が進めばその先の課題がある。そして、医療的に有用性のあることがどんどんふえていくと、そういう文脈でおっしゃったと思います。第一に、そういうことをして人の命を新たにつくり、さらに破壊することが許されるのかということとは全く関係がないレベルでおっしゃったと思います。

それからもう一つは、ことしES細胞研究で新たにES細胞から卵子ができるということ。したがって個体が発生し得るとということが証明されていると思います。ですから、研究が進んで有用性がふえるということは、逆にしてはならないことがふえていくことでもあるわけで、要するに受精卵に近いものがあるいろいなることができるというのは、ある意味では当然のことだろうと我々は素人なりに思います。かといって、それをどんどん進めていいということではない。開発されればされるほど倫理的な問題は膨れていく、そう考えなければならぬ。その辺の考察が全くなくて、先ほど勝木委員がおっしゃったように、余剰胚の考察から突然そういう受精胚も許容できるかのような話に進んでしまっているということは、ほとんどこの文章として論理構成的になっていないと、成立していないと思われれます。

(井村会長) もう少し、議論ございませんか。はい、どうぞ。

(石井委員) 幾つかあります。

1点目は、最初に、「人の生命の萌芽」と位置づけている胚を人がつくり出すことが許されるかという議論があつてしかるべきであった。今、体外受精というものを当然の前提にしていますが、私たちは、体外受精という技術を利用することの是非を正面から論じず、社会として受け入れてしまっているという現実から出発していると思います。そして、どこまで許されるかという議論をしなかったため、世の中に余剰胚というものがたくさん存在する。それを前提としているところが、一つの問題であろうと思います。

そして、余剰胚と受精胚の価値 胚の価値の問題を正面から論じる必要性は確かにありますが、問題は胚の価値ではなくて、生命をつくり出すところにあります。位田委員がおっしゃった議論がまずなければならぬと思います。

その点を考えますと、クローン胚について、そもそも人は両性の生殖によって作り出されるものであるという前提で、人クローンの禁止法ができています。そういう倫理観に基づいた法律の下でヒトの要素は持っているかもしれないけれども、人として認められるべきではない生命体を作り出すということの問題、そういう問題の立て方が必要ではないかと思います。

もう1点……

(井村会長) 生命体とおっしゃったのは、個体の意味ですか、細胞の意味ですか。

(石井委員) 生命の萌芽と言った方がいいですね。胚を作り出すことです。

3点目は、質的に違う問題ですが。先ほど井村会長も中絶のことをおっしゃいましたが、この中に着床前診断のことも書いてあります。我が国は、確かに中絶がたくさん行われています。けれども、諸外国においては出生前診断の結果によって中絶することを正面から認めています。我が国はその点については、議論できない状態であり、正面からはそれを認めていない。その中で、着床前診断をどう位置づけるかという観点がなく、受精卵の利用という形で、これを位置づけているのはどうかと思います。

(井村会長) それでは町野委員、どうぞ。

(町野委員) 今、4点言われたと思いますが、第1点目は、体外受精の是非についてまず議論しろと……。

(石井委員) そういう意味ではありません。

(町野委員) はい、ではどういう趣旨で。

(石井委員) 抜けているという……

(町野委員) はい。最初に申し上げたとおり、人工的な方法でヒト胚をつくることが許されるかという問題は、既にクリアされているという前提で進んでい

と思います。ですから、意識をしていないということはなかったと思います。

第2点目は何でしたか……、クローン人間というような、およそ人間として認めるべきではないものをつくることに着目すべきだというご意見だったでしょうか。

(石井委員) そのこのところが、クローン胚と受精胚との違いとして、余り論じられていないように見えるということです。

(町野委員) まさにこれがこの報告書案のアルファであり、オメガであったということをご理解いただきたいと思います。

かつて、石井委員が言われましたとおり、クローン胚と受精胚とは、倫理的な価値は同じであろうか違ふだろうかという問題、それは同じであるということを決断したというのが、この報告書案の重点なのです。その点が伝わらなかったとすると、残念であったと思います。

第3点目は、着床前診断の話ですね。その点は、位田委員から補足していただきたいと思いますが、起草グループとしては、これを正面から議論したと思います。つまり、着床前診断が許されるかは、結局、「人の生命の萌芽」をそこでスクリーンするわけですから、それが許されるかは、まさに中絶の倫理的な意味を引きずっているということです。そして、それが現在の日本の状態では、よくわけのわからない状態になっているために議論しにくいようになっている。これはあえて議論しなければならないと考えておりました。起草グループも全部考えた。また、その点が伝わらなかったとすると、残念ですが、また若干書き直さないといけないところではないかと思えます。

(井村会長) 今回は、研究者サイドの出席が少ないわけです。一方ではもちろん倫理的問題は非常に尊重しないといけない。しかし他方では、研究者の自由はできるだけ束縛しない形にしたい。やはり非常に大きな医療、医学的な意義があるかどうか、あればそれが認められるかどうかということが、大きな問題になるわけです。そういうあたりで、研究者サイドの方として、垣添委員が来ていますので、お願いしたいと思えます。

(垣添委員) ずっと議論をお聞きしておりましたが、生殖医療でつくられる受

精胚から余剰胚が生まれてきて、その余剰胚から得られるES細胞を研究目的に使うことが、これまで認められてきているわけです。その際の「人の生命の萌芽」としての胚、あるいは人の尊厳、あるいは胚の価値といった観点と有用性とを、バランスにかけているのだらうと思います。それで、非常に例外的ではあるけれども、その有用性の方を優先して、余剰胚、ES細胞の利用ということを確認してきた。

その論理の先に、クローン胚はどうかということがあります。受精胚も、生殖医療の目的ではあっても、これはつくっているわけです。クローン胚も、これは研究目的としてつくるということで、この間に確かに議論のギャップがあることは認めます。まだその部分の議論が十分でないということはわかりませんが、有用性という観点からすると、私は非常に厳しい条件のもとで認められるのではないかと考えています。ですから、先ほど発言しておられる高久委員と、基本的には同じような考えでいます。つまり、医療の現場に身を置く立場として、有用性というのは、決して無視できない問題だと考えています。

(井村会長) どうぞ。

(鷲田委員) 今日は、根本的な問題がぞくぞく出ていますので、これまでの議論、今日までの議論をずっと聞いていまして、一つだけ議論の仕方では抵抗を感じることを申し上げます。

それは、いつも人間の尊厳と有用性の比較ということが問題になります。私は有用性という概念は、それだけでは樹立しない概念だと思っています。有用性が高いのは、何かに有用であるということによって価値が認められるわけです。だから目的との関係で、何かの有用であるというのが決まるわけです。有用性そのものが問題なのではなくて、目的にとって有用であるところの、その目的がいいからいいわけです。その目的は何かということさまざまあります。子供の命を守りたいとか、ひょっとしたらもっと研究をしたいとか、いろいろなことがあるかと思っています。それ以上、何かにとっての目的ではない一番の目的、最上位にあるものは、人間の幸福だと思っています。私たちが今、生命倫理ということで議論しているのは、人間の尊厳という規範的な概念と、幸福という価値的な概念、この2つの対立の問題だと思っています。

一番望ましいのは、ともに満たされることです。ともに生かされることだと

思います。しかしながら、脳死の問題とか、あるいは誕生という問題をめぐって、そしてそれに技術的に介入していく、あるいは作成するという問題をめぐっては、幸福という最高の価値と人間の尊厳という、我々のおきてというものが両立しないシーンがあり得るということ、私たちは直感的に感じていて、今議論していると思います。これは、恐らくここで10回議論しても片づかないような、人間であることの一番根本的な対立です。例えば戦争のときでもそうです。ある人たちの幸福のために人間の尊厳を、つまり殺りくするということが非常事態として起こるわけです。そういう大問題であって、決して有用性と人間の対立が問題になっているのではない。同じ考え方からいきますと、確かに研究者の自由というのは、基本的な人権の一つとしてあります。しかし、人間の尊厳を侵してまで認めるべき研究者の自由はないと思います。そうしますと、ここで人間の尊厳と研究者の人権　人権という言葉はすごく広いですが、知るという権利と比較衡量する、そういう問題ではなからうかと思えます。

（井村会長）私が、研究者と言ったのは適切ではありませんでした。医学・医療への応用という視点によって鷺田委員は人間の幸福に貢献できるとおっしゃいましたが、そういう視点がない研究は認めるべきでないと考えています。

（高久委員）私は研究者という立場よりは、臨床にいた者として申し上げます。もちろん何をもって幸福と考えるかについては、いろいろな議論があると思います。私が、人クローン胚については研究を進める必要があると思っている、一番の理由は神経障害、特に若い中に脊髄障害を起こして一生涯車いすから離れられない人に対する治療として、再生医療は非常に大きな希望が持たれている事があげられます。そのほかいろいろな応用がありますが、社会からの要望としては、その点が一番大きいのではないかと思います。今の技術で実現しようとするならば、人クローン胚が一番近道ですから、私は人クローン胚の研究を進めるべきだと考えています。

（井村会長）クローン胚の問題が出ましたので、できれば.....

（島菌委員）今、井村会長がおっしゃった意味がわからないのですが、どういふことをおっしゃろうとしたのか.....

(井村会長) クローン胚のことを高久委員が提示されたので、クローン胚に対する考え方を伺いたいと思っています。

(島蘭委員) 先ほど垣添委員から言われまして、町野委員が受けられたことをもう一つ発展させられたらと思います。

ES細胞の研究のときは、余剰胚という廃棄が運命づけられたものを使うことが一方にあり、そしてそこから得られる利益ということ、ある程度広く設定することになりましたが、私はもっと特定すべきだという考えでした。ですから、指針に反対いたしました。廃棄されるはずの余剰胚を犠牲にしても、それを研究利用しても、使っていていいという判断をしたということだと思います。今度新たにつくるとなると、もう一つバリアが高いといいますが、そこまでいいのかという問いが人間の中に生じてくる。すると、有用性一般ではなくて、鷲田委員は人間の幸福と言いましたが、何かを犠牲にしても、ある種の行為は許されるという、それは医療が普通なら許されないはずの人間の尊厳にかかわることを侵してもいい場合があり得るとすれば何だろうと、そういうことを考えないといけない。そのようなことが全くここに入っていない。高久委員が今言われたような、例えば脊髄損傷の方がそこにいれば、そのために受精胚をつくってもいいではないかという気持ちが我々の中に起こるとするのはよくわかる。それを制度化するにはどうしたらいいかという、そこまで考えていかないといけないところに来ているので、そういう問題を全部抜きにして、非常に抽象的に有用性というようなことを言ったら、倫理的な感覚が麻痺しているということにならざるを得ないと思います。

(井村会長) はい、どうぞ。

(藤本委員) 前日も一言申し上げたと思います。ヒト胚は、ヒト受精胚とヒト非受精胚に分類されますが、受精は、精子が卵子の中へ進入して生命個体が発生することを言います。その非受精胚と受精胚とを、やはり同一視もできないし、また全く違うものだということもできないわけです。その作成の違いについて、倫理的な面をディスカッションすることが、有用性とか人の幸福とかということを論ずる前に必要ではないかと思います。今までの議論は、たまたま

クローン人間ができるからということで、クローン胚をいかにも受精胚と同じような扱いにしてきたということもあるのではないかと思います。また繰り返すようですが、もしディスカッションが十分されたら、委員の皆さんが自覚されるのであればそれでいいですが、そこはどうしても一回クリアしなければならないと思います。

(井村会長)そこは、ある程度議論をした問題ですが、町野委員からお答えいただくのが一番明確でしょうか。いわゆるクローン胚と受精胚の倫理的な違いがあるのかどうか。生物学的には非常に違います。町野委員、どうですか。

(町野委員)報告書案は、恐らくそれに従って組み立てられていると思います。もちろん、生物学的に相違があることはみんな認めている。さらに、ある意見では、とにかく作成した目的が違う。余剰胚は出産のためにつくられるものである。ところが、もしクローン胚を認めることになると、これは実験目的のためにつくったのだから目的も違うのではないか。そういう議論がある。両者はそこから倫理的な取扱いも区別されるべきだという議論があったことは事実です。しかし、そういう議論はすべきじゃないとみんな考えたと思います。受精胚、ヒト胚はどうして保護されなければいけないか、その倫理的な取扱いが問題になるのかということ、これは「人の生命の萌芽」であるからなのです。それがスタートですから、それをつくる目的が違う、生物学的に相違しているということで、その倫理的価値が変ずるものではあり得ない。もし、そういう理屈が通るとすると、スタートからまず全部めっちゃくちゃになるだろう。両者の取扱いについて、倫理的な相違を認めるべきでないという議論が長いこと続いたと思います。そして、そのことでこれは組み立てられていると思います。

(井村会長)どうぞ。

(島菌委員)そこはまさに、石井委員が言われたことだと思います。

できた胚がどういう倫理価値を持っているかという論理構成ですね。それを議論なさったということですが、つくるといふ行為の倫理性です。そちらを問うべきであって、できたものの地位から始まれば、その行為の説明がつくかということ、そうでもない。どういう目的でどういう行為をするかという評価をし

なければならぬのであって、できたものが同等だと、それはそのとおりだと思います。余剰胚であろうと受精胚であろうと、クローン胚であろうと、将来人になる、そして生まれたときのことを考えれば、倫理的地位は同じであろうと思います。しかし、何の目的で人間がそういう行為をするのか、受精胚になるものをつくる、生まれるはずのものをつくるのは何のためにそうするのか。これを評価すべきなのであって、そうでないところでできたものから始めるのは非常に倒錯した議論だと思います。

(井村会長) どうぞ。

(町野委員) もちろん、つくる目的の倫理性も議論しなければいけません。エントベーターオーダーの問題ではなく、両方問題だということです。そして、今までの議論はつくる方の目的から議論して、つくられたものの倫理的なステータスについては、これで決まるのだという議論をされたところから倒錯していると思います。だから、両方すべきなのであって片方だけだということではないだろうと思います。

(井村会長) どうぞ。

(位田委員) 補足したいと思います。

今の議論の出発点は、要するに受精胚とクローン胚は違うのか同じなのかという問題に帰着するかなという感じです。藤本委員のご質問はそうですか。つまり、倫理的に見て受精胚とクローン胚は同じか違うかというご質問ですね。

(藤本委員) それは背景にあります。

(位田委員) そうですね。その点に関しては、町野委員がおっしゃったことはそういう形で、我々起草グループでは少なくとも議論をしました。そのときに、受精胚もクローン胚も、いずれも人になる。子宮に戻して子供が生まれてきた場合には、いずれも人である。要するにクローン胚であっても人以外の要素は入っていない。したがって、受精胚とクローン胚は倫理的には同じ 生物学的な性格とか、人工的につくられる違いはありますが、倫理的には同じだ

というところから出発している。そういう形で議論をし、その上に町野委員がおっしゃった議論を重ねています。

そこは同じだから、目的、作成するという行為そのものはどうなのかというのは、その次の議論としてやらないといけない。そういう話になっていたと記憶しています。

(井村会長) どうぞ。

(高久委員) 私も位田委員がおっしゃった様な議論だったと思います。受精胚の場合は、当然子供をつくる、人をつくる事が目的です。クローン胚の場合は、むしろ逆に個体はつukらない。細胞をつくるという目的があります。目的が基本的に違う。クローン胚の場合にはつukらないということです。

(井村会長) 高久委員が言われたように、今クローン胚を認めるか認めないかというのは、今度の報告書案のかなり重要なポイントになると思います。ヒト胚を研究目的でつukることの可否も、それとさきほど言われたように絡んでいるわけです。大きな問題として、ES細胞の応用の可能性がかなり広がってきている。その中で、クローン胚はいけないのか。それともやっていいのかという問題を議論しないと、この報告書案は書けないということもあります。その問題についてご意見をいただきたいと思います。では、垣添委員お願いします。

(垣添委員) 先ほどクローン胚をつukるところで、有用性の議論をいたしまして思い出しましたが、以前のこの会議で、鷺田委員にたしなめられた記憶があります。尊厳と有用性を対比するのはおかしいというご意見だったと思います。確かにおっしゃるとおりだと思います。先ほど、鷺田委員のご発言になったように、何のための有用性というのが大事だということ。それもよくわかります。有用性は、独立して存在する概念では決してありません。そういう観点からしますと、高久委員が具体的な実例を挙げられた神経疾患とか、苦しんでおられる患者さんが頭にあるわけです。ですから、幸福という観点、患者さんの幸福と何々のための有用性というように私の頭の中にあるわけです。

その観点から、クローン胚を使わなければわからないこと、つまりES細胞を幾ら研究してもわからないこと、あるいは動物実験で幾らやってもわからな

いことが、クローン胚を使えばわかることが当然あると思います。そのこの条件をいかに厳しく検討して、クローン胚に踏み込むかが大事だと感じています。

(井村会長)では、勝木委員、それから島菌委員。

(勝木委員)私は、先ほど驚田委員がおっしゃった先のこと、つまり幸福ということの中に、再生医療という言葉が当然のように議論されてきていると思います。私は医学部にいましたが基礎生物学者なものですから、実際に患者さんをどうこうする、病気を直接治す、あるいは苦しみを聞くという立場にないものですからこんなことを申し上げるのかもしれませんが、再生医療そのものの中にある、我々が期待しているものは、試験管にある程度戻して正常の細胞がつくれることを前提にしていると思います。それは研究の方向だと思います。

ただ一方、生体での実験をずっと生物学的にやっているといますのは、個体はそれぞれパーツでできているわけではなくて、1個の細胞から連続して、あるところが肝臓になり腎臓になり、肺になりということになるわけで、それらは我々がかってにパーツとして分類しているだけであって、自然はそうではない。それをうまくどういうふうに分けるかというのは確かに非常に重要なことです。私が思うには、それぞれの細胞は時刻と場所をあらかじめ、ある程度の幅で知っているということがあるので、一たん分化したものは元に戻らないということがあるわけです。イン・ビトロの実験は、それが戻ったり、いろいろな方向に分化をすることがわかってきた。つまり、何を申し上げたいかという、再生医療が前提としている生物学的な基盤そのものが、本当にヒトで実現するかどうかということは、まだ緒についたばかりの段階で不明だと思います。

想像力をたくましくするために申し上げます。昔、錬金術というのがあった。これは何でも、土でも金に変え得るという努力をした。しかし、それは変え得るという前提で努力したのですが、自然の法則は事実でなかったわけです。そこで、再生医療が本当に幸福を求めるものであるならば、今やらなければいけないのは、そこが本当かどうかということをやることだと思います。

それから、目の前の患者さんを助けることは、本当に尊い仕事であると思います。しかし、私は体外受精に反対ですが、そういう意味からいいますと、現実

に起ったもの、つまり取り返しがつかない状態が今来ているという反省も含め、再生医療についてもそういう検討が必要だと思えます。そういう意味から、ここは慎重にすべきであると考えております。

(井村会長)では、島園委員どうぞ。それから位田委員。

(島園委員)先ほどの町野委員が言われたことですが、クローン胚と受精胚の違いそのものだけを取り出せば同じだろうと、目的が違うということですが、もう一つ行為の性格も違う。というのは、受精卵ができるときに、全く新しい遺伝子の組み合わせができますが、クローン胚の場合には同じ遺伝子のものができるので、それだけ有用性も大きい。かわりに、いろいろな危険も考えられます。クローン胚を利用すれば、例えば臓器も動物の中でつくれるかもしれない。それも有用性の中に入ってきているわけで、そういうことが人間の幸福につながるかどうかという評価もしないと、こういう犠牲を侵していいか、人間の尊厳に触れるかもしれないということを侵していいかということの考察ができないわけです。いつも脊髄損傷なりパーキンソンなり、そういう方のことだけを考えていても足りないところがある。ある技術が開発されればいろいろな波及効果があって、クローン胚をつくることの中には、また受精胚を利用するのは非常に違う。人類の遺伝子の多様性にもかかわるようなことがある。あるいはキメラの問題が全然触れていないのは大問題だと私は書きました。異種混交みたいな、人間が人間であるということを変えてしまう胚の段階です。そういう可能性が入っている。そういう問題を論じないと、受精卵とクローン胚が同じだという議論は全くおかしな議論にならざるを得ないと思えます。

(井村会長)位田委員、どうぞ。

(位田委員)先ほど、垣添委員から、患者を救う目的が非常に大きいとおっしゃった。そこはよくわかります。そのために医学があるのですから。問題は、患者さんを救うためであれば何でもやっていいかというのがここで議論をしていることなので、患者さんを救うために、例えば受精胚をつくって研究をする、もしくはクローン胚をつくって再生医療に使う、本当にそれをやっていいのか

ということが、実はこの報告書案の中身だと思えます。というのは、これまではやってはいけなかった、もしくはできなかったことを、科学技術が進んだことによって一歩踏み越えることが可能になったときに、これはやっていい、場合によってはこれはやってはいけない、ということを決めなければならない。例えばクローン人間というのは科学技術的にはできるようになりますし、それから不妊のカップルにとってはクローン人間をつくるしか少なくとも自分たちの遺伝的な特徴を受け継いでくれる可能性がないとすれば、それは不妊のカップルにとっては救済される一つの大きな手段であることがはっきりしているわけです。しかし、我々はそれをだめだと言った。できるけれどもだめだ。それはそれなりの理由がある。やっていいというのであれば、そこはそれで理由がある。そのために議論をしているので、ただ単に患者さんを救うという、非常に大きな目的があるだけでは、受精胚を作成する、もしくはクローン胚を作成してやるという結論は、すぐに出てこない。少なくともES細胞は認めた、そこは確かにそうですし、それは余剰胚を使ってという非常に細い道をあけた。もう一歩進むためには、それが本当にあけてよかった道であることが証明されなければいけない。そこまで、今、科学的エビデンスが整っているかどうか、まだ余り説明いただいていない。ESからいろいろな細胞ができるという説明はありますし、いろいろな論文が出てきていると私もよくわかっております。では、それを実際に治療に使ってうまくいくかどうかという、もちろん人間では使えないですから、マウスとかサルとかで、可能性はないのでしょうか。私は医学をやっていないので、そのエビデンスをどう考えたらいいのか、よくわからないところがあります。

(井村会長) 高久委員、どうぞ。

(高久委員) その点に関して、クローン胚の技術で病気を治したという報告は、動物実験でも1つか2つの論文しかありませんが、動物のES細胞を使って脊髄損傷、神経疾患、糖尿病などを治した、そういう論文はたくさんあります。動物ではできていますが、人間ではできていません。

(井村会長) 南委員どうぞ。

(南委員) 議論の内容が専門的で発言ができずにいるのですが、専門的な部分は置いておいて、こうした生命倫理の議論を一般国民がどう受け止めるかということで、一言申し上げたいと思います。

医療や医学の進歩には、人間の幸福という大きな恩恵がある。そこに非常に大きな目的があることは間違いないのですが、先ほど垣添委員がおっしゃったように、それは孤立して存在するものではなく、あくまでそれによって生じる不利益もしくは犠牲にするものとのバランスを考慮した上であるということは、大方の方々が理解しているところだと思います。今一般国民には、医学なり医療を担う人々への不信感が非常に強い。究極的に人間の幸福につながる医療や医学の進歩のために、医療者の裁量に委ねるゴー・サインを出すには、医療者が「患者のため」ということを錦の御旗にして、やってはいけないことをするのはないかという思いがまだあるというのが現状でしょう。また、国民には議論の中身がよく見えない部分もあり、不安なのだと思います。いろいろな分野の方々の間での合意形成が必要なわけで、医療者が悪いことをできないようなくみにするとか、そのために守るべき厳しいルールをつくることなどがこういう合議の目的であるわけで、立場や考え方の違いを越えた議論をしなければならぬのだと思います。このままだと際限なく議論を続けてもまとまらないということが危惧されます。専門家の方の裁量にゆだねなければならない部分も認めたと上で、合意を形成していく努力が必要ではないのでしょうか。

(井村会長) ありがとうございます。

前回のクローン禁止法案ができたときに、3年以内にヒト胚に対する考え方をまとめなさいという宿題をいただいております。来年でその3年が来ますので、できるだけ早く案をまとめて、パブリックコメントにかけてもう一度それを議論していただく。あるいはどこかで説明会を開いて、いろいろな方の意見を聞いて、最終的な報告書をまとめないといけないわけです。だから、タイムリミットがほとんど来てしまっている。できるだけ結論までいければいいと思っていたのですが、非常に根本的な議論から始まってしまったので、それが難しくなりました。かといって、今おっしゃったように、この問題は恐らく全員の合意は到達できないだろうと思っております。したがって、多数意見と少数意見を併記せざるを得ない場合もあり得るのではと覚悟しておりますが、できるだけそういうところは少なくした方が、一般の方が見たら余計わからなくな

りますから。そういうことをご議論いただく。これから決め方ですね、それについての今後の方針を決めたいと考えています。

はい、どうぞ。

(島園委員) これも私の意見書に書いてございますけれども、これまで重要な問題について、いろいろな意見があることがわかった。しかし、それを解きほぐして、国民が理解できるようなものに練っていくという作業は進展していません。そういう段階で、無理やり報告書案を出すことは非常に問題が多いと思います。3年間という期限があったのならば、それをもう一度繰り越して、今度こそしっかりと議論をする選択肢もあるのではないか。今行われている議論であれば、とても説得力がある、両論併記であるにせよ、そのような報告書案ができると思えないので、本格的な検討体制を組み直していただく。そういう選択肢もあるとお考えいただきたいと思います。

(井村会長) はい、どうぞ。

(曾野委員) 専門家でございますので、ずっと拝聴しておりましたが。これは、最初から決められないことなのです。倫理というものは社会の合意とか、多数決で決めるものではありません。個人がひそかに、和風の言葉で言えば、それぞれの心の中で陰険に戦うものです。もちろん先生方がおっしゃいます、社会的な良識というものはあると思います。基本的に殺してはいけないとか、盗んではいけない。十戒に戻れというわけではありませんが、そういうものはあると思います。今、先生方が私ども素人にわかるように一生懸命おっしゃってくださいましたことによりますと、いろいろな問題が発生してまいります。これがもし日弁連でしたら、たぶん代表的な意見が出せる。しかし、文芸家協会だったら、一人が多勢を代表して言ったら、石を投げられるわけです「お前はそう思うのだからうけれども代表して物を言うな」というわけです。

ローマ教皇には、かつて不可謬権というものが設定されています。インファリビリティーという不思議な言葉です。これは、教皇が功罪すべてをお引き受けになる。現世に対しても来世に対しても。それで、同じように、そういう方々がこの専門委員会をおつくりになったのですから、責任をお引き受け頂いたらどうかと思います。私などは喜んでご判断に従うという素人の気持ちです。

さらに、この先生方の判断のある種の基準になっておりますものは、社会の合意だろうと思います。私は、中絶は殺人だとはっきり思っておりますが、それが何となく「産む、産まないのは女の自由よ」というすばらしい言葉も出てきて、それで何となく納得させられて殺人ではない、ということになりました。そういうものも社会にはございますから。いろんな社会の中間的な価値を判断なさるために、評価委員会のようなものを3年に1度とか5年に1度とかお作りになって、絶えずリノベーションをなされればいいと思います。

私ども素人は、クローン人間をつくっても自分の研究のためなら、学者の中でいいのじゃないのと言われたら困るから、非常に素朴な罰則の制定をご明示なさっていただきたいと思います。

それから、ここでずっと伺っております、行為は、よきものをする。大体そうありたいと願っているのですが、もし人間が一つの行為を選びましたならば、社会から総スカンを食って、悪と言われようともやるべきでしょう。悪と認識しながらやる行為というものも、またあるはずです。そう考えますと、共通の価値判断は不可能だと思いますので、これが、今のところが私の折衷案です。

(井村会長) ありがとうございます。

もう一つ十分議論できなかったのは、例えばクローン胚作成を認めると仮定して、どういう条件で認められるのか、だれが承認するのか、そういうことを考えていかないといけない。報告書案に書き込んでおりますが、十分議論できておりません。ただ、全く何もかもやらないのならば、そのようなことを述べる必要はないわけです。例えば、研究目的での胚作成を、ある極めて限定された条件で認めましょうとか、クローン胚の作成を、ある条件が整えば認めましょうというのであれば、その条件をどうやってこれからつくっていくのかということと、そのための承認の機関についても、ここで議論をしていかないといけない。これは位田委員からも指摘されましたが、まだ余りできていない。必要だろうということぐらいしか、起草グループ会でも議論ができていなかった。そういうことも今の曾野委員のお話を聞きながら考えていたんですが、また議論がこれから必要だろうと思います。

ただ、ある早い時期に両論併記でもいいから、ある程度のまとめをしないと、いけない。3年間という制限を大きく超えてしまって、まとまるかということ、

100%の合意は多分得られないだろうと思います。悪であってもやるという自信はありませんが、悪であるとは考えていないわけですから、およその基本的なルールができるかできないか。どうやって決めていったらいいのか。何かご議論があれば。

それでは高久委員、町野委員、よろしく申し上げます。

(高久委員) ヒトES細胞の研究利用のときにはIRBと、中央の委員会の両方の審査を受けます。遺伝子治療でも同様です。ですから、もし認めるとすれば、中央の審査機関もつくって審査をするという形になると思います。人クローン胚については、両論ではなくて、三論になると思います。今すぐ認めるというのと、当分は様子を見る、あるいは認めない。この3つの意見に分かれるのではないかと思います。

(井村会長) どうぞ、町野委員。

(町野委員) クローン胚をつくる時の手続、法制度は、現在一応はあります。クローン技術規制法が、それです。ただ、その特定胚指針がクローン胚の作成を認めないことにしているということです。ですから、Therapeutic cloningを解禁するとしたら、そこを変えるだけで済む問題かということです。受精胚一般について研究目的でつくって使用するということを規制する法制度は、現在はありません。そこまで含めたものを考えるかは、さらに考慮を要する問題だろうと思います。

それからもう一点、まとめ方です。ご議論をうかがっていると、受精胚を研究目的でつくるとは絶対にだめだという委員は、どうもおいでにならないようです。先ほど高久委員が3案あるとおっしゃったとき、人クローン胚とヒト受精胚の問題は、同じ問題であるかということについても、多くの委員は反対されないと思います。ただ、島藺委員が言われましたとおり、行為の倫理性も考慮しないといけないと思います。ただ、行為の点を考慮するということは、結果として生じた客体が違うということに連結するとは絶対にならないだろうと思います。その点は、私は島藺委員に強く反対いたします。

(島藺委員) 決してそういうことを言っておりません。

(町野委員) そうですか。それでしたら結構です。両論併記にしる、どこで相違があるのかという論点の整備をされながら進めると、問題がスムーズにいくのではないかと思います。

(井村会長) はい、どうぞ。

(位田委員) 平成13年8月からでしたから、もう2年たっているかもしれませんが、ヒアリングをし、議論をし、起草グループで議論をしてきました。この報告書案できちんと論点が整理されていると言われると、若干忸怩たるものがありますが、この議論の中で、どういう考え方があるかは、皆さんご理解しておられると思います。その方向で起草グループで、ある程度素案ができていたと思います。その素案ができてから後の話はまた別で、いずれにしてもこの問題は、先ほどおっしゃったように全会一致はあり得ないと思います。だから、ヒト受精卵を作成していいかどうかという問題、もしくはクローン胚をつくっていいかどうかという問題、その他いろいろな問題について、一致できるところがどこであって、一致できないところがどこであるかということ、どう書き込むかというのが、今は一番重要な問題になってきていると思います。

したがって、前回と今回でやられたような、クローン胚についてはどうでしょうかという話ではなくて、それぞれのパラグラフ、章について、本当にこう書いていいのですかという議論をやっていかないと煮詰まってこない。少なくとも、ちゃんとした報告書案の形はとれないのではないかと。そのときに、多数の意見はこの考え方である、しかし少数の委員にはこういう意見もあったと書くのであれば、そう書かないといけないと思います。その意味で、単なる表現の話ではなく、本当にこういう書き方をしているのかどうかということの方が重要です。これから何回議論するかわかりませんが、そろそろそのパラグラフ・バイ・パラグラフで、それぞれの書きぶりについて検討する時期に来たのではないかと考えています。そのときに、起草グループでやった議論、それが本当に全体の意見を反映しているかどうかということもわかるでしょう。事務局がいろいろご苦労してつくっていただいた表現で採るべきところは採り、修正するべきところは修正する。そうでないと、パブリックコメントに耐えない報告書案ができてしまいます。私は、それを一番危惧しています。私はこのま

まではとてもパブリックコメント出せないと思っております。もしここで出てしまえば、言い方が悪いですが、生命倫理専門調査会はこんなことしか考えていないのかと言われそうな気がします。やはりそれぞれの文章もしくはパラグラフが、本当にこう書くことが、この生命倫理専門調査会の意図であるかどうかということの一つ一つ確定していく必要があると思えます。

(井村会長) はい。

(島園委員) 私が書きました意見書の中にこういうことが書いていないということがたくさんございます。何でそういう論点が落ちているのか。最も根本の考え方の枠をつくるようなものが入っていないと言っております。それから第一部、第二部にしろ、この問題を考えるときには大筋で考えておかなければいけないことを考えていないと思っております。したがって、そういう個々の部分へ入っていても大きな問題が見逃されてしまうような気がします。

もし、私が持っている疑問に正面から答えるものが出てくるなら別ですが、なぜそういうことが書き落ちていたかということ、起草グループでそうなのか、それとも事務局にゆだねられてそうなったのか、時間が来るまでにここまでしかきていないということなのか。生命倫理専門調査会がたくさんの予算を使って、国民からゆだねられたことをしっかり果たしていない、と思われるならない。そういうプロセスそのものを見直さなきゃならない。それぐらいのことを考えております。内容的にこの薄いものを、個々の部分的に見ていっても、それはしっかりしたものにはならないだろうと思えます。

(井村会長) いろいろご指摘いただいた点に、もっともな点が多いのですが、やはり案を示してください、島園委員。それについて、ここはこういうふうに書いたらどうだというご意見があれば、それを受けて皆さんで議論していただくということが可能だと思います。さきほども申し上げたように、起草グループには哲学倫理学等の方はおいでになっていません。法律の方と医学、それから生物学の方で起草したわけで、言葉足らずの点はあろうと思えます。ぜひ、案をつくっていただいて、それをまた皆さんに見ていただいて議論していただく。それがよいのではと思います。

(島園委員) どのようなものについて、どのような案をつくるのか、ご指示をいただけたら、そうしていただきたいと思います。

(井村会長) 逐条的に議論をするよりも、時間がかなり限られていますので、皆さんに一度読んでいただいて、それぞれ問題点を指摘していただく。それを、例えば私と位田委員で、あるいは場合によっては、ほかの起草グループの方に集まっていただいて議論をする。そうして、できるだけ早く修正案をまとめる。できればそうしたいと思います。かなり膨大なものですから、その上で、ここで議論をしていただいた方が。逐条的に議論をすると、相当な時間がかかるのではと考えていますが、いかがでしょうか。

(位田委員) 報告書案は、かなりのページ数をとっていますが、やはり中心的な部分は倫理的な位置付けと、第4章、第5章それから特定胚の同じ部分だと思っています。少なくともその部分だけでも生命倫理調査会で詳しく議論をしていただくことが必要ではないかと思っています。それ以外の部分は、事実的な部分ですので、我々起草グループで書き込めばいいと思います。それが間違っているかどうかは、専門家に直していただくことができると思います。倫理的な問題については、章ごと、もしくは節ごとに議論していただく。今、井村会長と私と、起草グループの先生方とおっしゃいましたけれども、このままではその任に耐えることができないと思います。起草グループではそれなりに議論したことで、ここで他の委員を交えながら議論をすることが重要ではないかと思っています。ただ単に、それぞれの先生方からご意見をいただくというのではなくて、生命倫理の問題を議論しているわけですから、何回かここで議論していただきたいと思います。

(阿部議員) 医学関係の先生方から見て、何とか苦しんでいる人に救いをもたらす研究を進めたいということと、人間の尊厳、倫理の問題との議論をずっと伺わせていただいたわけですが。島園委員が1ページに書いておられるように、一体どのようなことをもって人間の尊厳が損なわれていると考えているのかよくわからないということは、多分医学系の方に対しておっしゃっている言葉だろうと思いますが、同時に哲学・文系の先生方に対しても、私は同じ質問をしたいと思います。したがって、人間の尊厳をどうとらえるかという議論は

大変難しいわけですが、これを絶対無制限にとらえてしまいますと、それ以上議論が進まなくなるわけです。今の医学の進歩・展望に対して、どういう部分が人間の尊厳を損なうことになって、どういう条件であれば、細い道をつけられるかどうかという知恵を同時に出す必要があるのではないかと思います。

そういう点でいろいろなご意見を伺っていますと、かなりの部分で余り両論併記にならない書き方が可能なのではないかと思います。問題点は、余剰胚とクローン胚の議論にもありますように、対象によって異なる部分があります。そのことについてどういう問題をクリアしたらいいかということの中に人間の尊厳と倫理の問題があって、総論的な部分がありますが、ある意味では個別的な部分がかかなりあるのではないかと思います。それについて両立できるためにはどういう具体的な知恵が必要かご示唆を賜ることによって、重なって合意できる部分がたくさんあるように思います。できるだけ両論とか三論でない方向におまとめいただく可能性があるかと拝見しました。そのようにお願いできればありがたいと質問も兼ねて申し上げさせていただきます。

(井村会長) ありがとうございます。

やや短気に、あくまでも両論併記のまま、まとめようというところがあったかもしれません。おっしゃるように、できるだけそうならない形を模索することが重要だと思います。問題は、時間が限られていることです。来週、総合科学技術会議の本会議があり、一度、途中経過を報告しておかないといけないと思っています。こういう点が主要な論点であり、こういうことを議論していますとしか、今の時点では報告できないと思います。

問題はさきほど申し上げたように、3年というタイムリミットがあります。今までぐずぐずして何だ、というおしかりを受けるかもしれません。実は、起草グループの先生方には何度も集まっていただきました。ただ、なかなか意見がまとまらず、起草グループの位田座長にもご苦勞をおかけしました。その辺はおくみ取りいただきたいと思います。決して先延ばししたり、さぼっていたわけではありませんが、基本的な点でなかなか意見が合わないところがありました。

では、石井委員、島園委員どうぞ。

(石井委員) 懸念を2つだけ述べさせていただきます。

1点は、今、研究目的でつくることを問う形をとっていますが、その先に、ここで考えていることは、「人の生命の萌芽」である胚をもとに物をつくり出すことにつながっている。再生医療は、「人の生命の萌芽」を材料として、何らかのものをつくるということをしようとしている。そういう重要な問題があるという懸念。

もう1点は、「人の生命の萌芽」が生殖、その誕生を望んでいる親の意思、もちろんインフォームド・コンセントでその人たちの承諾を得てのことですが、親の意思ではなく、ほかの人が何らかの目的のために必要として、「人の生命の萌芽」をつくり出すことです。リプロダクティブ・ライツの観点から、親になる人の意思によって「人の生命の萌芽」がつくられますが、そうではなく、別の目的、別の人の意思によってつくられることになる。そのことを認めるとい問題性があるのではないか。親になる人以外の意思によって「人の生命の萌芽」がつくられ、そこから人がつくられることはあってはならないと思います。そこにもつながっている問題性はないかということです。

(井村会長) 最初の問題、ES細胞のときにもかなり議論があったと記憶しております。だから、現時点では研究目的でES細胞をつくることのゴーサインを出したわけです。しかし、基本的になぜ余剰胚からES細胞をつくるのかといえば、再生医療に利用できるというポテンシャルがあるから、ES細胞の議論があった。その中で、だれか委員の方から、いずれこれは将来商業化ということまでいきますよという話は出ていたわけです。それは患者さんを救うためだったらそうせざるを得ないところがあるわけです。今回の場合も、医学への応用のポテンシャルがあるので、クローン胚をやることになると思うのです。ただ、差し当たってはまだ実用の段階までいっていないわけですから、まず研究の目的でクローン胚をつくるのが是か非かという議論を今しているところです。

(石井委員) ES細胞のときには、既にある余剰胚を使うことは認めましようと言っていますが、今は、材料にするために胚をつくることを認めるかどうか、問われていると思います。

(井村会長) 特に問題になるのはクローン胚です。クローン胚をつくることが

是か非かということになると思います。それに関していろいろな考え方があるわけですが、いずれにしる医学への応用のポテンシャルを考えないでやっているわけではない。まだまだわからないことがたくさんあるし、うまくいくかわからないというのは、先ほど勝木委員が指摘されたとおりです。やってみてうまくいくかいかないかは、いろいろな研究者が今アプローチしているわけです。うまく治療できる、応用できる可能性が動物実験では相当出てきているので、うまくいくかもしれない。そうするとクローン胚を認めるか認めないかは、明らかに医学への応用を前提としています。

それから、受精胚を研究目的でつくることが、ES細胞をつくるためという意味では決してないわけです。ES細胞は、余剰胚を用いてつくることができ、現在世界で50から60くらいの細胞株が確立され、できるだけ共同して利用することになっています。まだふえてくるだろうと思いますが、だからES細胞はそのような形で利用、研究が進みつつある状況だと思えます。

(島菌委員) 今後のプロセスについて、先ほど島菌が意見を書いてくれないということでしたが、私は前回も今回も意見書を提出しております。起草グループをおつくりになって、その中に哲学・文化的な考察が欠けているので、位田座長も最後の段階でそういうものを何とか入れようとされたが、うまくいかないということがあるわけです。これを今後どうしようとなさっているのか、そこが相当重要な問題であって、私がこれまでの生命倫理専門調査会の議論がうまくいっていなかったというのは、皆さん一生懸命やっていたのだけれども、うまい仕組みになっていなかったところに一つ大きいものがあると思います。それに対して、井村会長が適切な方針を出していただきましたら、哲学・文化的な考察を今までやってこられたこととうまく総合するようなプロセスを示していただいたら、協力したいと思えます。しかし、それには時間をいただかなければならないし、私だけでなく、鷺田委員を初めとして、文科系の委員のご協力も必要です。そういうしっかりとした枠組みをつくっていただいて、この調査会の役割がしっかり果たせるようにコントロールしていただけたらと思えます。

(井村会長) 次回はいつ会合が開けそうですか。

(事務局) できれば9月の半ばぐらいまでに一度開かせていただきたいと希望しております。ただ、委員の皆様方が大変お忙しい方々ばかりですので、確定的に言うことはこの場では難しい。希望としましては、できるだけ早く開かせていただければと思っております。

(位田委員) 日程の調整が非常に困難だということは、よくわかります。お忙しい先生方ですから、2カ月、3カ月先まで予定が詰まってしまっていると思います。そういう意味で、私は以前に定期的に例えば月1回なら月1回開いたらどうですかというご提案を申し上げました。かなり合意ができかけていたが、うまくはいかなかったようです。今後調整されるのであれば、あと二、三回分ぐらい調整日をとっていただいて、実際に開くかどうかは別として、一つ次はいついつ開くという予定のもとで調整していただいた方がよいと思います。

(井村会長) それから、倫理的・哲学的な問題点に関しては、できれば鷲田委員と島園委員に一度起草グループの方と会っていただいて、文章を考えていただくのも一案かも知れません。

(島園委員) 十分な時間をいただけるのだとしたら、そうさせていただきます。

(井村会長) 時間がどのぐらいとれるか、ちょっと問題ですけれども、両委員の先生方に、何らかの形でご意見を伺うことにしたいと思います。

(位田委員) 哲学的・倫理的、医学的な部分を余り起草グループで議論しませんでした。できなかった部分をここで議論をしていただいて、欠けているところがあればそれを補う。もし起草グループの議論だけでは哲学的・倫理的な観点からして不十分だということがわかれば、そこをここで議論をする。今までの起草グループでの議論、もしくはここの生命倫理専門調査会での議論である程度カバーされている部分もあると思います。そこは島園委員の意図とは離れるかもしれませんが、この報告書案にまだ議論をされていない、もしくは議論をすべき点がどういうものがあるのかについて、どう考えるかをお示しいただければ、もしそういう点が幾つも出てきて、もう一度ここで議論をしない

といけないのであれば議論をすればいいと思います。そういうプロセスにしないと、先に進んでいかないと思います。

（井村会長）他にやり方についてご意見ございますか。

（町野委員）哲学的・倫理的なことを起草グループで議論しなかったということはないと思います。もし、これを議論していなかったとすると、長いこと何をやってたのかといわれても仕方がない。ただ、議論が不十分だったと、こうご批判はあると思います。そう考えると、もう一回起草グループを開いてやり直す。その中に島園委員とか鷺田委員にお入りいただくことが一つのお考えだったと思いますが、それをやっていたら時間が足りないとするならば、この会議でもう一回やるしかないと思います。いずれにしてももう一回何をどう議論しなければいけないかを起草グループか、あるいは座長のところで整理していただかないと、何回続くかわからないということになると思います。

（井村会長）ほかにございますか。

鷺田委員には一応案をいただいております。島園委員からも何かこのポイントだけは入れろという案がございましたら、これが足りないという指摘はいただいておりますけれども、その辺でこういうことを書けというご意見をいただければありがたいと思います。

私としてはできるだけ早い機会にまとめ上げたいと思っております。それにどういう方法があるか、また関係の方々とは相談をさせていただきたいと思っております。

ほかに何かございますでしょうか。

（藤本委員）前回の生命倫理専門調査会で厚生労働省の方に、生殖補助医療技術に関する専門委員会（生殖補助医療部会）の報告書を報告していただいたのですが、その中で生殖医療における本部会としての、すなわち厚生労働省のご意見を求められればありがたいのですが。生殖補助医療の基本的考えとして2つ目に、「人を専ら生殖の手段として扱ってはならない」となっているわけです。しかし、かたや受精胚の提供をこの報告書では認めているわけです。そうしたときに、受精胚は、人かモノか、極端な言い方ですけれども、どのように

受精胚の人格といいますか、倫理的な面を考えたのか。そこのディスカッションの内容をお話しただけだと思っております。

(井村会長) それは次回でも来てもらって……

(藤本委員) 報告だけで結構です。

(井村会長) 厚生労働省が、どういう委員会で、どういう議論が出たかという報告は、できると思います。

(藤本委員) 胚の提供、胚の扱い方です。基本原則の中で、人を生殖の手段には使わないと書いてありますが、その「人」の中に胚が入っていたかどうか。母親とか患者の立場だけを人と言っていたのか、それとも胚までを人という論点から話し合いをしたのか、そこを聞きたい。

(位田委員) がん研究の疫学研究でしたでしょうか。マスコミでもいろいろ騒がれているように、インフォーム・ドコンセントについていろいろ手続上の問題があったようです。次回ここで報告していただいて、どういう処理をされたかをお聞きしたいと思います。というのは、前回30万人の話も報告していただいて、もし定期的に進行状況を報告していただくということになっています。がん研究にとってもある意味ではよく似た部分もありますので、問題が生じたということであれば、それについて報告をいただければと思います。

(井村会長) 30万人の問題と別にですか。

(位田委員) 別にです。

(井村委員) それは、広島新聞に載った件ですか。

(文部科学省 安藤室長) 広島県で行われた研究で、科学研究費補助金のもとで行われております。プライバシーの問題から、若干議論がありました。結果としては1年延期をするという形で、その間に倫理的な問題を再度、これは熊

野町と一緒にやっている研究でございまして、町の方、あるいは関係者とよく議論の上、その手続をもう一度再考した上で始めたいということでやっているものです。

（位田委員）おっしゃった意味はよくわかりますが、どこに問題があったかということ報告いただかないと。

（井村会長）それは次回に。どういう問題点があったのか。何を医師会が反対したとか、いろいろなことがあったようですが、次の機会に報告をしていただきたいと思います。

今日いろいろ貴重なご意見をいただきました。それをできるだけ速やかにドラフトにいかして、できるだけ早く案にできるようにしたい。

では、総合科学技術会議本会議の報告はご了承いただきたいと思います。こういう論点で議論をしているところです、ということ報告し、総理を初め大臣の方々の意見も聞いてみたいと思っております。そういう形で進めさせていただきます。

どうもきょうは大変ありがとうございました。